

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和8年（2026年）3月24日

北海道知事 鈴木 直道

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 委託業務名

令和8年度持続可能な観光地づくり推進事業（ルール・マナー等啓発）委託業務

(2) 委託業務の目的

本道観光の入込客数は、インバウンドを中心に堅調に推移しているが、一部地域では、混雑やルール・マナー違反などが顕在化し、自然環境や地域住民の生活への影響が懸念されている。そこで、来道する観光客などへ、本道を観光する上での留意事項や配慮事項などを旅マエ、旅ナカにおいて効果的に啓発することにより、観光客の分散や地域資源の保全、地域住民との共生に向けた意識向上を促し、本道観光の持続可能な発展に寄与することを目的とする。

(3) 業務内容

- ア 道内各地域でのルール・マナー違反などの実態調査
- イ ルール・マナー啓発に係るショート動画・リーフレットの作成
- ウ ルール・マナーの啓発の実施
- エ 観光事業者等向け対応資材の作成（紙・電子データ）
- オ 実績報告書の作成

(4) 委託期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月10日（水）まで

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 単体法人又は複数法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）とする。

(2) 単体法人及びコンソーシアムの構成者は、次の要件をすべて満たしていること。

- ア 単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所あるいは支店・営業所等の拠点を有するものであること。また、コンソーシアムで参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所あるいは支店・営業所等の拠点を有するものを、その構成員に含むものであること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第167号）第167条の4の規定により競争入札への参加を排除されているものでないこと。
- ウ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- エ 暴力団関係事業者等であることにより、北海道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。

- オ 暴力団関係事業者等でないこと。
- カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - (ア) 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - (イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - (ウ) 消費税及び地方消費税
- キ 次に掲げる届出の義務を履行していること（当該届出の義務がない場合を除く。）
 - (ア) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 48 条の規定による届出
 - (イ) 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 27 条の規定による届出
 - (ウ) 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 7 条の規定による届出
- ク コンソーシアムの構成員が単体の法人としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

3 企画提案の審査基準

- (1) 業務遂行能力全般
- (2) 企画提案内容
- (3) 道施策との適合性

4 手続き等

- (1) 担当部局

北海道経済部観光局観光振興課 担当 高田
〒060-8588 北海道札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
電 話 011-206-6596 (直通)
ファックス 011-232-4120

- (2) 企画提案指示書の交付期間及び場所

- ア 交付期間

令和 8 年（2026 年）3 月 24 日（火）から
令和 8 年（2026 年）4 月 14 日（火）
（土曜日及び日曜日を除く午前 9 時から午後 5 時まで）

- イ 交付場所

4（1）の場所で交付する。

- (3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

- ア 提出期限

令和 8 年（2026 年）4 月 14 日（火）午後 3 時（必着）

- イ 提出場所

4（1）に同じ

- ウ 提出方法

持参（土曜日及び日曜日を除く午前 9 時から午後 5 時まで）又は郵送（簡易書留、書留のいずれか）

- (4) 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

- ア 提出期限

令和 8 年（2026 年）4 月 21 日（火）午後 3 時（必着）

- イ 提出場所

4（1）に同じ

ウ 提出方法

持参（土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後5時まで）又は郵送（簡易書留、書留のいずれか）

5 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

6 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

7 契約手続

特定者を見積書徴収の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

8 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 企画提案内容に関するプレゼンテーションを実施する。
- (3) 審査結果及び特定者は、公表する。
- (4) 詳細は、令和8年度持続可能な観光地づくり推進事業（ルール・マナー等啓発）委託業務指示書による。